　0501-04



一般社団法人日本原子力学会

日本原子力学会ホームページ・バナー取扱規約

2021年8月6日　第1回広報情報委員会承認

（目的）

第１条 本規約は，広報情報委員会規程（0501）第2条4項にもとづき，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）が募集し，本会ホームページに掲載する広告（以下，「バナー広告」という）に関する事項を定める。

（責任）

第２条 バナー広告の内容に対する責任は，広告主が負う。本会はバナー広告の内容に対する一切の責任を有しない。

（掲載基準）

第３条 バナー広告は，以下に該当しないものとする。

（１）責任の所在が不明確なもの

（２）事実でもないのに本会が広告主を支持，またはその商品やサービスなどを推奨，あるいは保証しているかのような表現のもの

（３）投機，射幸心を著しくあおる表現のもの

（４）社会的秩序を乱す表現あるいはコンテンツ

（５）非科学的または迷信に類するもので，ユーザーを迷わせたり，不安を与えたりする恐れがあるもの

（６）名誉毀損，プライバシーの侵害，信用毀損，業務妨害となるおそれがあるもの

（７）氏名，写真，談話，および商標，著作権などを無断で使用したもの

（８）詐欺的なもの，またはいわゆる不良商法とみなされるもの

（９）その他，本会が不適切と判断したもの

２　記載内容に疑義が生じた場合は，広報情報委員会において審議し決定する。

（掲載の可否）

第４条 バナー広告の掲載可否は，広報情報委員会で第３条の掲載基準に照らし確認のうえ，決定する。

（掲載の方法等）

第５条 バナー広告掲載のために必要な，広告の規格，掲載の手順等については別に定める。

２　掲載の方法等に疑義が生じた場合は，広報情報委員会において審議し決定する。

（掲載手続き業務等）

第６条　掲載料については，広報情報委員会で定める。

２　掲載手続きに関する業務は，事務局がおこなう。

（改定）

第７条　本規約の改定は，広報情報委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成22年5月28日　第509回理事会制定，平成23年4月1日施行

２　改定履歴

1. 平成26年5月26日　第2回広報情報委員会起案，平成26年5月28日　第7回理事会承認
2. 平成28年4月27日　第3回広報情報委員会承認，平成28年5月24日　第8回理事会報告
3. 2021年8月6日　第1回広報情報委員会承認，2021年9月28日　第3回理事会報告
4. 2021年12月8日　第2回広報情報委員会承認，2022年1月25日　第6回理事会報告

附則

１　平成26年5月28日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。

２　平成28年4月27日改定の規約は，広報情報委員会承認の日から施行する。

３　2021年8月6日改定の規約は，広報情報委員会承認の日から施行する。

４　2021年12月10日改定の規約は，広報情報委員会承認の日から施行する。